

なら歯と口腔の健康づくり計画

第2期

なら歯と口腔の健康づくり計画（第2期）について

■ 計画策定の趣旨

歯と口腔の健康は、生涯を通じて自分の歯でしっかりと噛んで食事をするための重要な要素です。歯と口腔の健康づくりを推進するためには、以下の施策が基本となります。

- 1 県民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること
- 2 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること
- 3 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること

平成25(2013)年3月に策定した「なら歯と口腔の健康づくり計画」の計画期間(令和5(2023)年度まで)の終了に伴い、国が新たに示した「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第二次)」も踏まえ、策定したものです。

■ 計画の位置づけ

歯科口腔保健の推進に関する法律第13条及び「なら歯と口腔の健康づくり条例」第8条に基づく歯と口腔の健康づくりに関する計画です。

また、本県の保健・医療・福祉・介護等の分野横断的な基本計画である「なら健康長寿基本計画※」に掲げる「健康寿命日本一」の達成に向け、その歯車としての一翼を担うものです。関連する「健康増進計画」、「食育推進計画」等の計画と整合・調和を図り、推進します。



※【なら健康長寿基本計画（第2期）について】

令和6(2024)年3月に策定し、令和17(2035)年度までに健康寿命日本一を目指し、11個の関連計画を総合的・統一的に進めるための計画であり、保健・医療・福祉・介護にかかる分野横断的な計画(横串計画=歯車計画)として策定。

■ 計画の期間

令和6(2024)年度から令和17(2035)年度までの12年間とし、中間年にあたる令和11(2029)年度に進捗状況を確認し、見直しを行います。

■ 計画の進捗管理

奈良県歯と口腔の健康づくり検討委員会において、毎年指標の進捗状況を確認し、評価を行うとともに、目標を達成するための対策について検討します。また、計画に関する基礎データは、なら健康長寿基礎調査等、必要な調査を行い把握することとします。

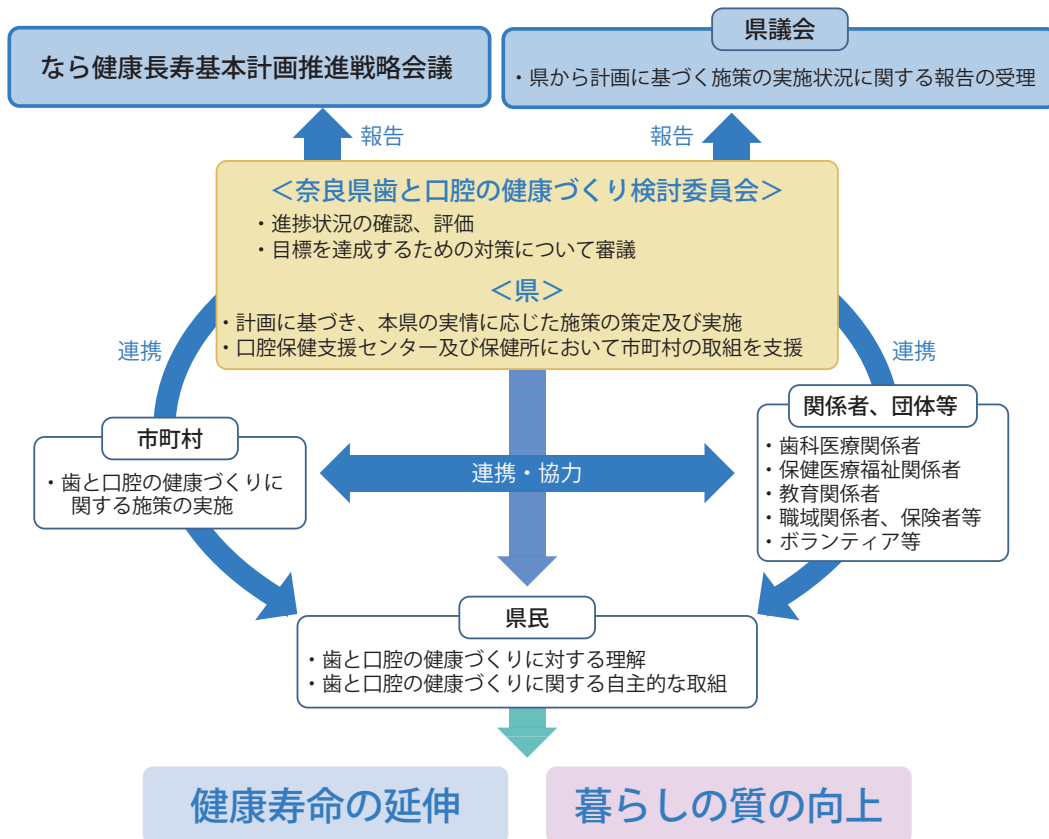
さらに、条例に基づき、計画に基づく施策の実施状況について、毎年県議会に報告します。

■ 計画の推進体制

県、市町村、関係者、団体等が連携のもと、それぞれの役割を果たしながら、歯と口腔の健康づくりを推進します。

県は、歯と口腔の健康づくりの推進に関し、保健、医療、福祉、教育その他の関連施策との有機的な連携を図りつつ、本県の実情に応じた歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、施策の推進にあたっては市町村との連携に努めます。

さらに、口腔保健支援センターを設置し、市町村の歯科口腔保健事業の充実に向けた支援を強化し、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、定期的に調査を行います。



■ 基本理念と目指す姿

前計画に引き続き、以下に掲げる2つを基本理念に定め、計画を推進します。

基本理念

- 誰もが自然と自分で歯と口腔の健康づくりに取り組めるよう、正しい情報を提供する。
- 誰もが安心して歯科医療や歯科検診を受けることができる体制をつくる。

また、2つの基本理念を踏まえ、「目指す姿」を設定します。

目指す姿

「健康寿命の延伸」

「暮らしの質の向上」

■ 計画の3本の柱

本計画は、基本理念と目指す姿の実現に向けた施策の3本の柱を掲げています。

1

ライフステージごとの取組

様々なライフステージ(乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、高齢期)における課題に対する切れ目のない歯科口腔保健事業を展開するとともに、ライフコースアプローチに基づいた歯科口腔保健施策の推進を図ります。

2

定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な人への対応

障害のある人や介護が必要な高齢者等で、定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な人に対しては、在宅での生活や療養する人も含めて、その状況に応じて、歯科疾患の予防や口腔機能の獲得・維持・向上等による歯科口腔保健施策の推進を図ります。

3

社会環境の整備

歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進していくため、市町村への支援や人材の育成、県民への普及啓発、調査等、様々な担い手が有機的に連携することができるよう、社会環境の整備に取り組みます。

歯科口腔保健施策と指標

1. ライフステージごとの取組

乳幼児期（0～6歳）

特徴

- 噛むこと、話すこと、味わうことといった口腔機能を獲得する時期です。
- 発達に応じ、歯みがき習慣の基本をつくる時期です。
- 重度の乳歯のむし歯は、その後の永久歯列や噛み合わせ、嚥下機能の獲得に影響を及ぼすことがあるので、健全な発育成長のために、乳歯のむし歯を予防することが大切です。



県の取組

- むし歯予防をさらに進めるため、フッ化物応用を推進
 - フッ化物配合歯磨剤の正しい使用方法の普及啓発
 - 市町村におけるフッ化物歯面塗布事業の支援
- う蝕リスク児に対する支援
 - こども家庭相談センター一時入所児を対象とした歯科口腔保健指導の実施
- 3歳児歯科健康診査の受診率向上
 - 低受診率の市町村に対して、管轄保健所による事業実施スキームの見直し支援
- 口腔機能の獲得・不正咬合の予防
 - 歯科口腔保健指導従事者に発育状況と咀嚼に関する研修の実施
 - 関係者に不正咬合の原因となる習癖等に関する啓発を実施

少年期（7～18歳）

特徴

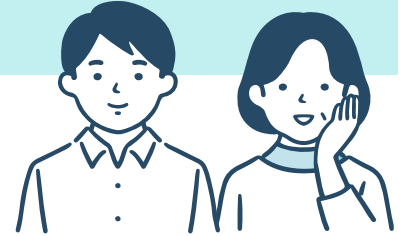
- 身体が成長発育して、乳歯から永久歯への歯の生え替わり、あごの発達など、この時期に噛み合わせが完成し、口腔機能が完成に向かう時期です。
- 歯が乳歯から永久歯へ生え替わっている時期は、歯ならびが一時的に悪くなり、歯みがきの際みがき残しが出来やすくなるなど、むし歯や歯肉炎に罹りやすい時期です。
- 本人が歯みがき習慣について理解を深め、自分の健康は自分で守ることを意識づける時期です。



県の取組

- むし歯予防をさらに進めるため、フッ化物応用を推進
 - フッ化物配合歯磨剤の正しい使用方法の普及啓発
 - 希望する施設で実施されるフッ化物洗口に対する支援
- 歯肉炎予防をさらに進めるため、ブラッシング指導を推進
 - 学校歯科保健活動におけるブラッシング指導の実施
 - 要指導児に対する歯科医療機関受診勧奨
- 学校保健活動における歯科口腔保健を充実
 - 学校歯科医に対する最新専門情報の提供
 - コンタクトスポーツ等、外傷による歯の喪失の防止のため使用するマウスガードの普及啓発
- う蝕リスク児に対する支援
 - こども家庭相談センター一時入所児を対象とした歯科口腔保健指導の実施

青年期（19～39歳）・壮年期（40～64歳）



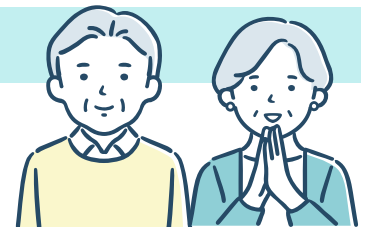
特徴

- 永久歯の歯ならびや、かみ合わせといった健全な口腔機能を維持する時期です。
- 不完全な歯みがきなどの原因により歯周病に罹患しやすくなります。
- むし歯や歯周病等により歯の喪失が起こり始める時期です。
- 生活環境の変化や生活習慣の乱れより、歯みがきなどのセルフケアがおろそかになりがちです。

県の取組

- 歯科医師による定期的なチェック（1年に1回）を受けることの推進
 - 県民だより奈良養生訓、デジタル活用による啓発
 - 協会けんぽ等と連携し、事業所に対するアプローチ
 - 特定健診の質問票を活用した歯科医療機関受診勧奨通知の送付
- 歯周病対策の推進
 - 市町村における歯周疾患検診実施に向けた支援
 - 妊婦に対して歯周病対策が必要であることの啓発
 - 上記「歯科医師による定期的なチェック（1年に1回）を受けることの推進」による取組
- よく噛んで速食いをしない食生活の推進
 - 県民だより奈良養生訓、デジタル活用による啓発
 - 協会けんぽ等と連携し、事業所に対するアプローチ
- 市町村における歯科口腔保健事業の充実を支援
 - 管轄保健所を通じた歯科口腔保健計画及び施策立案に係る技術的支援
 - 健康増進事業による歯周疾患検診実施に係る財政的支援
 - 財源として国庫補助金を伴う事業実施に係る技術的支援

高齢期（65歳以上）



特徴

- 青年期・壮年期に引き続いて、健全な口腔機能を維持する時期です。
- むし歯や歯周病の進行等により、歯の喪失が増えてくる時期です。
- 歯周病の進行等により、歯ぐきが退縮して根面う蝕に罹患しやすくなります。
- お口まわりの筋力低下により、オーラルフレイルに移行します。

県の取組

- よく噛んで食べられる口腔機能の維持に関する普及啓発
 - 歯科医師による定期的なチェックを受けることの普及啓発
 - オーラルフレイルに関する普及啓発の実施
 - オーラルフレイル対策に従事する専門職の養成確保
 - むし歯予防に対するフッ化物応用について正しい知識の普及
 - 根面う蝕に関する普及啓発
 - 市町村における高齢者の通いの場等、介護予防事業の会場に歯科口腔保健専門人材の派遣
- 歯科医療機関による口腔健康管理の推進
 - 特定健診の質問票を活用した歯科医療機関受診勧奨通知の送付
 - 後期高齢者医療広域連合による歯科検診の実施

2. 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な人への対応

障害のある人

特徴

- 食べ物を口から食べたり飲みこんだりすることが困難な場合があります。
- 自分自身で歯みがきやお口の中を清潔に保つことが困難な場合があります。
- 自分自身で歯の痛みを訴えられない場合があります。
- 身体の不自由や緊張から、歯科治療を受ける姿勢を取ることが困難な場合があります。
- 治療の必要性が理解できずに、歯科治療をスムーズに受診できない場合があります。
- 極度の恐怖感や、歯科治療器具が口に入った時のムセにより、歯科治療をスムーズに受診できない場合があります。
- 障害や、他の病気、飲んでいるお薬のため、一般の歯科医院での治療が困難な場合があります。

県の取組

- 障害のある人の歯科医療体制の維持・充実
 - 障害のある人の歯科医療に係る相談窓口の設置、運営
 - 奈良県心身障害者歯科衛生診療所の運営、設備整備
 - 障害のある人の訪問歯科診療を実施する医療機関の広報
- 障害のある人の歯科口腔保健の向上、歯科医療ニーズの把握
 - 施設職員を対象とした障害者に実施する口腔ケア（口腔清掃）の指導にかかる研修の実施

介護が必要な高齢者

特徴

- 食べ物を口から食べたり飲みこんだりすることが困難な場合があります。
- 自分自身で歯みがきやお口の中を清潔に保つことが困難な場合があります。
- 自分自身で歯の痛みを訴えられない場合があります。
- 身体の不自由や緊張から、歯科治療を受ける姿勢を取ることが困難な場合があります。
- 治療の必要性が理解できずに、歯科治療をスムーズに受診できない場合があります。
- 極度の恐怖感や、歯科治療器具が口に入った時のムセにより、歯科治療をスムーズに受診できない場合があります。
- 障害や、他の病気、飲んでいるお薬のため、一般の歯科医院での治療が困難な場合があります。
- 要介護高齢者に対しては、老化や障害による口腔機能の低下を予防・改善することが求められます。具体的には、口腔ケアや口腔機能向上訓練により、誤嚥性肺炎や窒息、口腔内の乾燥を予防することがあげられます。

県の取組

- 地域包括ケアにおける歯科保健医療ニーズの顕在化
 - 歯科保健医療ニーズをチェックするツールの開発と普及
- 介護施設職員による口腔ケアの充実
 - 施設職員を対象とした口腔ケア研修事業の実施
- 在宅歯科医療提供体制の維持
 - 在宅歯科医療連携室の運営

3. 社会環境の整備

県の取組

■ 歯科口腔保健推進に係る市町村支援の実施

- 保健所を通じ、特に歯科専門職を配置していない市町村に対して、歯科口腔保健の体系的な実施と評価に向けた支援
- 事業の企画立案の基礎情報となる歯科口腔保健に関する国の通知、統計データ、市町村の状況等、関連情報を県ホームページに掲載
- 市町村におけるフッ化物歯面塗布事業の支援【再掲】
- 3歳児歯科健康診査の受診率が低い市町村に対して、管轄保健所による事業実施スキームの見直し支援【再掲】
- 市町村における歯周疾患検診実施に向けた支援【再掲】
- 管轄保健所を通じた歯科口腔保健計画及び施策立案に係る技術的支援【再掲】
- 健康増進事業による歯周疾患検診実施に係る財政的支援【再掲】
- 財源として国庫補助金を伴う事業実施に係る技術的支援【再掲】

■ 歯科口腔保健推進に係る人材の養成

- 市町村歯科保健事業に従事する専門職種に研修を行い歯科口腔保健指導の質の確保を図る
- 地域活動歯科衛生士の確保に向けた復職支援研修の実施
- 学校歯科医に対する最新専門情報の提供【再掲】
- オーラルフレイル対策に従事する専門職の養成確保【再掲】
- 障害者施設職員を対象とした障害者に実施する口腔ケア（口腔清掃）の指導にかかる研修の実施【再掲】
- 高齢者施設職員を対象とした口腔ケア研修事業の実施【再掲】

■ 歯科口腔保健推進に係る県民への理解促進

- フッ化物配合歯磨剤の正しい使用方法の普及啓発【再掲】
- むし歯予防に対するフッ化物応用について正しい知識の普及【再掲】
- コンタクトスポーツ等、外傷による歯の喪失の防止のため使用するマウスガードの普及啓発【再掲】
- 県民だより奈良養生訓、デジタル活用による啓発【再掲】
- 妊婦に対して歯周病対策が必要であることの啓発【再掲】
- 協会けんぽ等と連携し、事業所に対するアプローチ【再掲】
- 歯科医師による定期的なチェックを受けることの普及啓発【再掲】
- オーラルフレイルに関する普及啓発の実施【再掲】
- 根面う蝕に関する普及啓発【再掲】

■ 医科歯科連携の推進

- 歯周病に罹患した妊婦では、早産、低体重児出産、早産及び低体重児出産のリスクが増加することから、産科との医科歯科連携を推進する
- 2型糖尿病では、歯周治療により血糖が改善する可能性があることから、糖尿病歯周病に係る医科歯科連携を推進する
- 歯科による口腔健康管理により術後感染症の予防や早期回復が期待されることから、周術期における医科歯科連携を推進する
- 認知症患者は増加傾向にあることから、認知症患者に対応できる歯科医療機関の確保に資する取組を行う
- 悪性腫瘍や骨粗鬆症の治療で使用されるビスフォスフォネート（BP）製剤を始めとする骨吸収抑制薬は、薬剤関連顎骨壊死（MRONJ）を引き起こす可能性があるため、口腔健康管理によりリスク低減することについて、歯科医師と医科処方医師で共有できるよう連携を推進する

■ 調査による歯科保健医療状況の把握

- 障害者施設及び高齢者施設の歯科保健医療提供状況について、調査して把握する
- 県民の歯科口腔保健の状況について調査して把握する
- 市町村の歯科口腔保健施策の実施状況について調査して把握する

■ 災害時に発生する歯科口腔保健ニーズへの対応

- 災害関連死の原因として口腔内不潔から惹起された誤嚥性肺炎があることから、災害時の口腔ケアの必要性について啓発を行う
- 令和2（2020）年度に整備したポータブル歯科医療機器の活用について検討する
- 県内各地域における災害時の歯科保健医療対応体制について、関係団体への調査等により把握する

■ その他の対応

- 令和5（2023）年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に記載された生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）については、計画策定時において国における制度設計等の検討段階にあり、不確定なところが多くあるが、計画期間中に所要の法改正等があった場合は、速やかに普及推進に向けて対応を行う

◆ 指標一覧

施策	指標名	直近値	目標値(R16)		
ライフステージごとの取組	乳幼児期 (0～6歳)	3歳児で4本以上のう蝕のある歯を有する者の割合	3.87%(R3)	0%	
		3歳児でう蝕のない者の割合	87.7%(R3)	95.0%	
		乳幼児期におけるフッ化物歯面塗布に関する事業を実施している市町村数	22市町村 /56.4%(R4)	31市町村 /79.5%	
		3歳児歯科健康診査の受診率	81.2%(R3)	92.9%	
	少年期 (7～18歳)	12歳児でう蝕のない者の割合	75.0%(R3)	90.0%	
		12歳児で歯肉に炎症所見がある者の割合	14.4%(R3)	13.0%	
	青年期 (19～39歳) ・ 壮年期 (40～64歳)	歯科医師による定期的なチェック(1年に1回)を受けている者の割合(20歳以上)	男性	45.9%(R4)	70.0%
			女性	57.5%(R4)	80.0%
		20代～30代における歯肉に炎症所見を有する者の割合	24.9%(R4)	20.0%	
		40歳における歯周炎を有する者の割合	53.0%(R4)	45.0%	
		60歳における歯周炎を有する者の割合	62.8%(R4)	55.0%	
		60代における咀嚼良好者の割合	70.7%(R4)	80.0%	
		60(55～64)歳で自分の歯が24本以上の者の割合	81.1%(R4)	95.0%	
		健康増進事業による歯周疾患(病)検診実施市町村数	24市町村(R3)	29市町村	
		妊婦に対する歯科口腔保健指導等を実施する市町村数	32市町村(R4)	36市町村	
		高齢期 (65歳以上)	歯科医師による定期的なチェック(1年に1回)を受けている者の割合(20歳以上)【再掲】	男性	45.9%(R4)
女性	57.5%(R4)			80.0%	
80(75～84)歳における咀嚼良好者の割合	65.1%(R4)		70.0%		
	80(75～84)歳で自分の歯が20歯以上の者の割合	53.6%(R4)	75.0%		
定期的な歯科検診 又は歯科医療を受け ることが困難な 人への対応	障害のある人	障害者支援施設及び障害児入所施設での過去1年間の歯科検診実施率	51.6%(R4) (参考値)	90.0%	
		奈良県心身障害者歯科衛生診療所の年間延患者数	3,581人(R4)	3,500人台を 維持	
	介護が必要な高齢者	介護老人福祉施設、介護医療院及び介護老人保健施設での過去1年間の歯科検診実施率	33.0%(R4) (参考値)	50.0%	
		在宅歯科医療連携室による訪問歯科診療件数	511件(R4)	630件	
社会環境の整備	歯科医師による定期的なチェック(1年に1回)を受けている者の割合(20歳以上)【再掲】	男性	45.9%(R4)	70.0%	
		女性	57.5%(R4)	80.0%	
	乳幼児期におけるフッ化物歯面塗布に関する事業を実施している市町村数【再掲】	22市町村 /56.4%(R4)	31市町村 /79.5%		
	3歳児歯科健康診査の受診率【再掲】	81.2%(R3)	92.9%		
	健康増進事業による歯周疾患(病)検診実施市町村数【再掲】	24市町村(R3)	29市町村		
	妊婦に対する歯科口腔保健指導等を実施する市町村数【再掲】	32市町村(R4)	36市町村		
	障害者支援施設及び障害児入所施設での過去1年間の歯科検診実施率【再掲】	51.6%(R4) (参考値)	90.0%		
	介護老人福祉施設、介護医療院及び介護老人保健施設での過去1年間の歯科検診実施率【再掲】	33.0%(R4) (参考値)	50.0%		

なら歯と口腔の健康づくり計画(第2期) 概要版

発行：令和6年3月

奈良県 福祉医療部 医療政策局 健康推進課

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

TEL：0742-27-8662 FAX：0742-22-5510

「なら歯と口腔の健康づくり計画(第2期)」の全文は
奈良県のホームページからご覧いただけます。

なら歯と口腔の健康づくり計画(第2期)

